

# 野田市簡易専用水道取扱要領

## 第1 趣 旨

この要領は、水道法（昭和32年法律第177号、以下「法」という。）に規定する簡易専用水道に関し、申請書等の諸様式及び運用上必要とされる指導事項を定め、その取扱いを明確にし、法の円滑な施行を図ることを目的とする。

## 第2 定 義

簡易専用水道とは、法第3条第7項に定めるほか、その確定に当たっては次のとおりであること。

### 1 水 源

水道事業から供給を受ける水のみを水源とするものに限定され、井戸水等の水源を専用又は混合使用するものは除かれるものであること。

### 2 規制の対象を確定するための水槽

#### (1) 用途及び範囲

ア 水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるもののみをいい、通常受水槽といわれるものに限定されるものであること。

イ 消防用設備等として設置され、全く飲用に供されることのないもの及び船舶・航空機等に設置されるものは除かれるものであること。

ウ 水圧を調整するために設けられるいわゆる「副受水槽」及び受水槽から揚水した水を一時貯留し、自然流下により給水するために設けられる「高置水槽」は除かれるものであること。

#### (2) 有効容量

ア 有効容量とは、水槽において適正に利用可能な容量をいい、最高位（ポールタップ等により定められる上限の水位）及び最低水位（揚水管吸込部から管径の1.5倍上部の水位）の間に貯留される量をいうものであること。

イ 受水槽が複数あり、直接又は末端給水管等で接続がある場合は、全体を一つの水道施設とするものであること。

## 第3 届出等

### 1 設置届出

(1) 市長は、上記基準により簡易専用水道と確定された場合、簡易専用水道の設置者（以下「設置者」という。）に対し、設置に係る届出を指導するものとする。

(2) 届出書の様式は、簡易専用水道設置届（別記第1号様式）に次の書類を添付し提出させるものとする。

ア 簡易専用水道施設概要書（台帳）（別記第5号様式）

イ 必要に応じ水道施設に係る図面

(3) 建築物の建て替えに付随する受水槽の新たな設置の場合、旧施設は廃止届、新施設は設置に係る届出を指導するものとする。

## 2 変更の届出

(1) 市長は、設置者が変更となった場合は、新たに設置者になった者に対し別記第2号様式による届出を指導するものとする。

(2) 法人代表者の変更等の届出者の人格に変更を生じないものについては、届出を要しないものとする。

(3) 受水槽の設置場所、容量、材質及び施設名称等を変更した場合は、原則として変更届は要しないが、変更事項の台帳の訂正は行うものとする

## 3 廃止の届出

(1) 市長は、水槽の規模の縮小等により簡易専用水道に該当しなくなった場合は、別記第3号様式による届出を指導するものとする。

(2) 会社倒産等により設置者が存在せず、廃止届出がなされない場合は、施設が存在しないことを調査確認の上、台帳を抹消するものとする。

## 第4 維持管理

市長は、簡易専用水道の管理について、水道法施行規則第55条に定める衛生上必要な措置のほか、次項を指導するものとする。

### 1 管理体制の整備

#### (1) 図面等の整備

維持管理を行っていく上で必要な配管系統図等主要施設の図面・書類等を整備保管すること。

#### (2) 記録の保存

施設の点検、清掃、修理及び水質検査を行った場合は、その記録を作成し、保存すること。

#### (3) 連絡体制の整備

水道施設の異常を発見したときは、直ちに適切な措置が講じられるよう連絡通報体制を整備すること。

### 2 衛生管理

#### (1) 立入禁止措置

水道施設の周囲にみだりに人等が立ち入ることのないよう立札掲示、柵の設置及び施錠等の措置を講じること。

## (2) 汚染の防止

汚水の流入や逆流及び漏水等に十分注意するほか、施設内外の清潔保持及び汚染防止に努めること。

## (3) 残留塩素の保持

給水栓における遊離残留塩素濃度は常に0.1mg/l(結合残留塩素濃度の場合は0.4mg/l)以上保持するよう必要に応じ再塩素消毒を行うこと。

## 3 施設管理

### (1) 定期点検

水槽及びその周辺を定期的に点検を行い、清潔保持及び異常の早期発見に努めること。

### (2) 水槽等の定期的清掃

各種水槽は毎年1回以上定期的に清掃するほか、水あかや沈積物が多い等必要がある場合は臨時の清掃を行うこと。

また、清掃を行う者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(以下「建築物衛生法」という。)に規定する建築物飲料水貯水槽清掃業の登録を受けた者を活用すること。

## 4 水質管理

給水栓の水に異常を感じたときは、必要な水質検査を行うこと。

## 第5 管理状況検査

法第34条の2第2項の規定に係る検査機関(以下「登録簡易専用水道検査機関」という。)は、同法第34条の4で準用する同第20条の4第2項の規定により、簡易専用水道検査機関登録簿に千葉県(野田市が検査を行う区域に含まれているものに限る。)の区域を検査区域として記載された登録検査機関とする。

法第34条の2第2項の規定による検査(以下「法定検査」という。)を実施した簡易専用水道検査機関は、平成25年3月12日付け薬第1583号「貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について」により、簡易専用水道の設置者に対し受検結果を市長に報告するよう助言すること。

なお、簡易専用水道の設置者から報告の代行を依頼された場合は、簡易専用水道検査機関が法定検査の実施状況及び結果について市長への報告を行うこと。

## 第6 水道事業者における事務

市は、簡易専用水道の把握及び管理状況検査の受検促進を図るため、次のとおり水道事業者へ協力を要請する。

(1) 水道事業者は、簡易専用水道に該当すると推定される施設の設置状況について、別記第4号様式により四半期終了後翌月の15日までに市長に報告するものとする。

(2) 簡易専用水道に該当すると推定される施設に係る給水の申込みがあった場合は、市長へ

の届出及び水道法第34条の2第1項による簡易専用水道の管理基準並びに同第2項による簡易専用水道の管理状況検査の受検について指導を行うものとする。

## 第7 事務

### 1 設置届等の指導

- (1) 水道事業者からの報告等をもとに、簡易専用水道の設置者に対し第3の1により設置に係る届出を指導するものとする。
- (2) 届出指導したにもかかわらず、届出がされない施設については、立入調査等により施設の概況を調査し、その結果を施設概要書（別記第5号様式）に記載し、台帳として取り扱うものとする。

### 2 簡易専用水道の台帳管理

- (1) 簡易専用水道の台帳は、設置届出書に添付される施設概要書（別記第5号様式）に整理番号、届出年月日等を記入後台帳とし、各届出事項及び指導事項等を記入するものとする。
- (2) 整理番号は施設固有の番号とするものとし、簡易専用水道台帳索引（別記第6号様式）を作成するものとする。

### 3 管理状況検査未受験施設への指導

管理状況検査を定期的に受検していない施設を把握したときは、設置者に対し検査の実施を指導するものとする。

### 4 立入検査及び行政処分

- (1) 立入検査及び行政処分については、「水道施設立入検査実施要領」に基づき取扱うものとする。
- (2) 「簡易専用水道の管理状況検査の方法その他必要な事項を定める告示について（平成15年厚生労働省告示第262号）」第7の3の規定により、管理状況検査の結果、衛生上問題があるとし、検査者からの助言により、設置者から報告があった場合は、水道施設立入検査実施要領に従い、直ちに立入検査を行い指導を行うものとする。

## 第8 その他

建築物衛生法の適用を受ける簡易専用水道については、この要領の第4に定める維持管理に係る取扱いを適用しない。

### 附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用するものとする。

### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用するものとする。

### 附 則

この要領は、令和元年10月1日から適用するものとする。

附 則

この要領は、令和2年2月3日から適用するものとする。

## 簡易専用水道設置届

年 月 日

(宛先) 野田市長

住所

氏名

印

電話

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

水道法第3条第7項に規定する簡易専用水道を設置したので届け出ます。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地

## 簡易専用水道設置者変更届

年 月 日

(宛先) 野田市長

住所

氏名

印

電話

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

設置者が変更となったので届け出ます。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 変更事項

新：

旧：

4 変更の理由

5 変更年月日

年 月 日

## 簡易専用水道廃止届

年 月 日

(宛先) 野田市長

住所

氏名

印

電話

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

簡易専用水道を廃止したので届け出ます。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 廃止の理由

4 廃止年月日

年 月 日



第4号様式

簡易専用水道設置状況通報書

(宛先)野田市長

水道事業者名 \_\_\_\_\_

年第 四半期分の簡易専用水道の設置状況について次のとおり報告します。

No	設置者の住所・氏名	連絡先電話番号	施設の名称・所在地	受水槽の概要		備考
				設置基数	有効容量	
1	(住所) (氏名)	市外局番 -	(名称) (所在地)		(□)	
2	(住所) (氏名)	市外局番 -	(名称) (所在地)		(□)	
3	(住所) (氏名)	市外局番 -	(名称) (所在地)		(□)	
4	(住所) (氏名)	市外局番 -	(名称) (所在地)		(□)	
5	(住所) (氏名)	市外局番 -	(名称) (所在地)		(□)	
6	(住所) (氏名)	市外局番 -	(名称) (所在地)		(□)	
7	(住所) (氏名)	市外局番 -	(名称) (所在地)		(□)	

第5号様式

簡易専用水道施設概要書（台帳）

整理番号	市町村
届出年月日	年 月 日

1 建築物の概要

名称		連絡先 電話番号	( ) -
所在地			
所有者	(氏名)	(住所)	
管理者	(氏名)	(住所)	
主たる用途	共同住宅・事務所・店舗・学校・病院・工場・その他( )		
建築規模	延床面積	m <sup>2</sup>	地上 階 地下 階
竣工年月	年 月	建築物衛生法 適用の有無	有 ・ 無

2 水道施設の概要

水 源	縣市町村 水道事業 企業団		
受 水 槽	設置場所	屋 内 ・ 屋 外	設置基数 基
	設置方式	地上式・地下式・半地下式	材 質 鉄筋コンクリート・鋼鉄 FRP・その他( )
	有効容量	縦 横 有効水深 □ ( m × m × m )	
高 置 水 槽	設置場所	屋 内 ・ 屋 外	設置基数 基
	容 量	□	材 質 鉄筋コンクリート・鋼鉄 FRP・その他( )
用 途	生活用水専用・消防用水共用・工業用水共用・その他( )		
主 要 配 管	鋼管・亜鉛メッキ鋼管・塩化ビニール管・その他( )		
使 用 状 況	水量	使用者数	塩素滅菌機 有・無 有・無
	□/日	人/日	

3 特記事項

--

周辺案内図

管理状況検査の実施状況

検査年月日	検査の結果	検査年月日	検査の結果
年 月 日	良・否 ( )	年 月 日	良・否 ( )
年 月 日	良・否 ( )	年 月 日	良・否 ( )
年 月 日	良・否 ( )	年 月 日	良・否 ( )
年 月 日	良・否 ( )	年 月 日	良・否 ( )
年 月 日	良・否 ( )	年 月 日	良・否 ( )

記事欄 (立入検査等の記録)

年 月 日	記 事



